

令和3年6月市議会 教育厚生委員会資料

第74号議案 長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正する条例名	1
2 改正理由	1
3 改正の内容	1
4 施行期日	1
5 新旧対照表	2

こども部

令和3年6月



1 改正する条例名

長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

2 改正理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号。以下「府令」という。）の一部改正に伴い、関係条文の整理をする必要があるため。

（参考）

用語	定義
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。
特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。

3 改正の内容

府令の一部改正に伴い、関係条文の整理を行う。（第 43 条関係） ※従うべき基準

改正箇所	改正後	改正前
第 4 3 条第 4 項	児童福祉法第 2 4 条第 3 項 （同法附則第 7 3 条第 1 項の 規定により読み替えて適用す る場合を含む。）	児童福祉法第 2 4 条第 3 項
第 4 3 条第 5 項	行う施設	行う者

4 施行期日

公布の日

5 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年10月14日 条例第39号</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第43条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 市長が、<u>児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2) [略]</p> <p>5 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行う施設</u>として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>6～9 [略]</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>○長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年10月14日 条例第39号</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第43条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2) [略]</p> <p>5 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行う者</u>として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>6～9 [略]</p>